

在郵政省に地方郵政監警局、地方郵政局等の地方機関を置いておられるのでありますが、今回新たに電波監理局が加わりましたのを機会に、行政組織法上の地方支分部局ということに名称を統一いたしましたわけでありまして、次に第二項の改正であります。これは地方電波監理局では本省の電波監理局の所掌事務の一部を分掌すると共に、有線電気通信の規律及び監督に関する事務の一部をも併せて分掌することにいたしましたものであります。

次は第十三條の改正であります。この改正は郵政省の地方支分部局といつたしまして地方電波監理局が加わりますので、その名称、位置、管轄区域、内部組織、出張所等につきまして、現在の電波監理委員会設置法の規定を殆んどそのまま加えたものであります。次に第十四條の改正であります。これは附屬機関といたしまして、新たに電波研究所を加えたものであります。この電波研究所の所掌事務は第十七條の二に規定してありますが、現在の電波研究所の行なつていた事務を、現在の電波研究所で行なつていくもの、電波部で行なつていくもの、電波研究所で行なつていくものが適當と思われ、電波研究所の所掌事務に属しないものは現業事務、即ち周波数標準値を定め、標準電波を放射すること、電波の伝わり方について予報及び異常に関する警報を送信すること、無線設備の機器の型式検定や性能試験を行うこと等の事務及びそれらに関する研究及び調査を行うことといたしたものであります。

次に第十九條の改正であります。これは附屬機関といたしまして、電波

監理審議会及び電波技術審議会を加えたものであります。この電波監理審議会を設けました理由といたしましては、電波監理委員会が廃止されてその権限を郵政大臣が行うことになり、その行方電波監理の行政事務をできるだけ民主的に公正に運営せんがためであり、審議会の機能につきましても、郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律に出て参りますので、それに譲りたいと存じます。

次は第二十一條の改正であります。これは大臣官房に電気通信監理官二人を置き、電波監理審議会に審理官五人以内を置きますこととする改正であります。この電気通信監理官は第六條の改正のところでちよつと申上げましたように、日本電報公社及び国際電氣公社の監督、有線電気通信の規律及び監督等の事務を行うこととなつております。次に審理官でございますが、これは電波監理審議会が電波法第七章に規定された聴聞を行います際に、その聴聞を調査及び意見書に基いてなさねばならないことになつておりますので、その機能はいわば裁判における予審判的なものを主とするものであります。これは常に公正な立場を必要といたしますので、郵政大臣がこれを任免いたします場合は審議会の議決を経て行うこととなつております。

次に、郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案について御説明申し上げます。

先ず第一條でございますが、これは電波監理委員会の廃止に伴うものであります。二、次に、第二條は電波法の一部改正でございます。即ち郵政省に現在の電波監理委員会の所掌事務が移管されること及び電波監理審議会が新たに置かれること等に伴い、電波法の一部を改正しようとするものであります。そのうち第七章の改正規定につきましても、順を追つて御説明申し上げます。

先ず、第八十五條及び第八十六條は電波法又は電波法に基く命令の規定に基く郵政大臣の処分不服のある者が郵政大臣に対して異議の申立を行なつたときは、郵政大臣はこれを却下する場合を除いて必ず電波監理審議会の議に付さなければならぬこと、又電波監理審議会は、その議に付された申立に受理された日から三十日以内に必ず聴聞を行わなければならないことを規定したものであります。次に、第九十三條の二であります。電波監理審議会は審理官から異議の申立にかかわる聴聞の事案についての調査及び意見書が提出されたときは、その調査及び意見書に基いて事案についての決定案を議決しなければならぬとする追加規定でございます。この「調査及び意見書に基く」とは、調査に記録された主張、証拠などの事実及び意見書に表明された認定事実、理由、意見の内容の範囲内においてという意図でございます。

第九十四條第一項、郵政大臣は電波監理審議会が異議の申立についての決定案を議決したときは、その議決の日から七日以内にその議決によつて異議の

申立についての決定を行うこととする規定でございます。第九十六條の二であります。郵政大臣の処分不服のある者は必ずこの聴聞の審理を経なければ出訴できないとする出訴の制限規定として新たに追加したものでございます。なお次の第九十七條により、この訴は第二審である東京高等裁判所に提起することになつては現行通りでございます。又裁判所を拘束する等の点も現行通りでございます。

次に第七章の二について御説明申し上げます。第九十九條の二から第九十九條の十までは電波監理審議会の組織、委員の任命その他につきましても委員の身分が国家公務員法上特別職とされている他の審議会の例及び現行電波監理委員会の例に準じて規定したものでございます。第九十九條の十一は、郵政大臣が電波監理審議会に対して必ず聴聞しなければならない事項を定めた規定でございます。この必要の聴聞事項は、現行の電波法第八十三條に聴聞事項として規定している事項と殆んど同様でございます。第九十九條の十二、電波監理審議会に必要の諮問事項について郵政大臣から諮問を受けたときは必ず聴聞を行わなければならないこと。及び右以外の場合であつても郵政大臣から諮問を受けた場合に、電波監理審議会が必要ありと認めるときは聴聞を行うことができることを定めた規定でございます。なお右の必要の聴聞であつても任意聴聞であつても、聴聞を行う場合はすべて異議の申立にかかる聴聞の手續に準じて行うこととし、電波監理審議会は右の手續を経た審理官の調査及び意見書に基いて郵政大臣に對す

る答申を議決することといたしてございます。

第一百條、罰則ですが、これは電波監理審議会の委員が、九十九條の九の退職後の就職の制限に関する規定に違反した場合の罰則を定めた規定でございます。現行の電波監理委員会の例に従つて規定したものであります。〔委員長代理 鈴木直人君 退席、委員長着席〕

次に、第三條から第七條までについて一括御説明申し上げます。第三條から第七條までのうち、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。等とありますのは、前にも申しました通りの整理のための必要な規定でございます。第五條において地方自治法第五十六條第五項から「電波監理局」を削りましたのは、電波監理局を地方電波監理局の内部組織とする趣旨に出でたものであります。

最後に附則について簡単に申し上げます。第二項は、職員的身分等を併せて用いることなく継続させる等のため、行政機関の廃止、移管等の場合に例外的に用いる規定でございます。第五項は、最初に任命される電波監理審議会委員の任期を定めたものであります。一、九箇月、二、十月を以て定め、任期が過ぎただけ国会の閉会時に當ることを避けるためのものであります。これを以ちまして御説明を終わります。

て参りましたならば、御通告に従つて御質疑願うことにはいたしたいと思ひますが、如何でしょうか。何かそれ以外に、大臣でなくて御質疑のできまするかたに御質疑を願ひます。ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○新谷實三郎君 内閣委員会で御審議を願うことではありましたが、電通委員会として非常に関係が深いものでありますから、一点電波監理審議会に關しましてお伺いしたいと思います。一つは極めて形式的な問題であります。一つは極めて電波監理審議会の設置という事は、郵政省設置法の一部を改正する法律案の中で、郵政省の附屬機関として電波監理審議会というものを設けておられるのであります。ところがその内容をなしますところの電波監理審議会の組織とか、権限とかいろいろなことは、電波法の一部を改正する法律案の中に入れておられるのであります。私はよく法律のことは知りませんが、私の常識で以てすれば、これは極めて法律体系から言いますと、異様な感じを抱くのであります。電波法は申すまでもなく、電波に關するいろいろの監督或いは指導の規定であります。電波行政の内容を規律する法律であります。電波監理審議会の組織等の規定は、これは申すまでもなく郵政省の附屬機関である電波監理審議会に關する問題であるかと存じます。従つて法律体系から言いますと、これは当然郵政省の設置法の一部改正法律案で郵政省のものであると考へるのであります。何

故にこのような異例の方法をおとりになつたのか、私にはどうしても解し難いのであります。もう一つは、この電波監理審議会に關する問題であります。電波監理審議会に關する條文を拾つて見ますと、この電波監理審議会というものは、実は私よく性格がわからないのであります。或る場所では郵政大臣に対して勅告をする機関になつておりましたり、そうかと思つて、原則的には郵政大臣の諮問に應じて答申をする一つの諮問機関であるような性質も見られます。又一方から言いますと、聽聞の結果に對しまして決定をしなければならぬのですが、決定に關しましては電波監理審議会というものは、郵政大臣に附屬する一つの附屬機関でありながら、その意思決定をしたものは郵政大臣を拘束するというような規定があるのであります。これは現在の電波監理委員会設置法から見ると、或いは妥協案として、こういうものが生れたのかも知れませんが、こういうことになりますと、一体郵政大臣の職務権限、従つてその責任というものを非常に不明確にする虞れがあると思つておられます。成るほど電波行政においては、技術面であるとか、或いは細かい経験を要する事項がいろいろありますから、そういうことについては實際上郵政大臣が電波監理審議会の意見を尊重するということも当然でありましようけれども、今日行われておりますように、電波監理委員会では、そういうことのほかに非常に大きな政策を決定する場合があるわけでありましよう。そういうことについて、すべて郵政大臣が電波監理審議会の意見に拘束されるというようになつて

は、郵政大臣の職務権限というものは非常に不明確になつて来ると考へられるのであります。仮にこういうことを妥協案として採用される場合におきましても、大きな政策の決定については、すべて郵政大臣が責任を持ち、従つてその権限を持つようにするのが安当しやないか、こう考へるのであります。この二点につきまして、郵政大臣からの御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えをいたします。電波監理審議会の組織を電波法の中に規律したことが異例な扱ひだ、こういう御意見のようであります。が、私も必ずしも異例だとは考へておらないのであります。と申しますのは、実体法にこの種の審議会の規定を設けておる先例は幾つもあるものであります。問題は審議会というものの機能が、実体法である電波法の運用と非常に深い関係があるというやうな場合におきましては、しばしばその実体法の中にこの種の制度を設ける先例があるのであります。御承知のように漁業法における漁業調整審議会であるとか、道路運送法における道路運送審議会等の規定が先例としてあるのであります。問題は実体法の運用と、この審議会の機能とがどういふ関係にあるか、この点に重点を置いて考へます。か、かやうに私ども考へます。第二点の問題であります。これはいろいろその意見が立つと思ひます。國務大臣の職務権限、これは一つはつきりしたものが設置法等においてもあるわけでありまして、この國務大臣の職務権限が、審議会に第一審の機能を賦與する

ことによつてその職務権限の内容が不明確になる、かやうに申しますと、これもどうも筋が、少し議論が当らぬのじやないか。で、國務大臣の職務権限、これはどこまでも行政処分を受けた、こういうやうな場合があらば直ちに裁判所に行くかと申します。この種の特殊の機能の問題に關しましては、専門的な審判を要求される場合も考へられる。そこでこの審議会自身が持つております専門的技術というものに審判的権限を附與して頂く、かやうな意味合であるのであります。これは國務大臣の職務権限とは區別してお考へ願つて差支えないのじやないか、かやうに私考へておられます。なお若し説明が足りない点がありますれば、事務局に説明させたいと思ひます。

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

次の問題につきましては、意見の相違かも知れませんが、私は郵政大臣がこの電波行政についても最高の責任者として、あらゆる政策を決定して行く職務権限を持つておられるわけでありまから、そういう國務大臣の性格からいたしまして、今郵政大臣は、こういう非常に技術的な、或いは細微な経験を要するやうな事柄と言われましたが、そういう事柄もありません。電波監理委員会においてやつております事は、単にそれだけではない、非常に大きな電波に關する行政の基本方針をきめなければならぬといふやうなことも多々あるわけでありましよう。それについて郵政大臣は、これは電波監理審議会がきめたので、自分はその性格、勅告をしたり、審査及び議決をするというやうなことになる

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

○新谷實三郎君 非常に説明が足りな

確にする意味においても、官庁の責任体制を確立する上から行きまして、私は意見としては、電波監理審議会というものは諮問機関であり、その内容によつては、郵政大臣は審議会の意見を大いに尊重されるのは結構でありませうけれども、どこまでも職務権限として、郵政大臣が最終的な職務権限を持つということにしなければならぬ。これ以上は意見になりますから申上げませんが、今申上げたことについて、更にお答えが若し願えればお答え頂きたい、若し御答弁がなければ、先ほどの御答弁を以て御答弁といたします。

○説明員(大野勝三君) 先ほど大臣からお答えを申上げましたので、盡きておるよう考へるのではありませんが、第一の点である電波監理審議会を郵政省設置法の中で附すべきではないかというお説は、確かに一つの法系を統一するという趣旨から行きますれば、それは筋の通つた御議論であると私も考へるのでありますが、先ほど大臣からも申上げました通り、何さまこの電波監理審議会の組織或いは機能等につきまして、かなり詳細なる規定を要しまして、相当それ自体で一章をなすくらい複雑な内容のものでありまして、その機能から見ますと、電波法の運用それ自体と非常に緊密に結び合つておる点が多いのでございますが、他の立法例等にならぬように、便宜これは電波法の中に規定いたしましたわけでありませう。

それから第二の政策決定の最後の責任が大臣にあらねばならぬという御意見のように拜聴いたしましたのであります。これは法制の建前から行きまし

て、全くお説の通りになつておると考へておるのであります。成るほど電波法の中に、一定の処分をいたします際には、電波監理委員会の意見を聞かなければならぬというふうな規定がなされておる面がございます。その主管大臣から諮問を受けた際には、電波監理審議会の意見を十分に聞いて、その意見を取りまとめて大臣に答申をするという建前になつております。併しながらその答申にいたしても、これは大臣の処分を拘束するものではないわけでありませう。大臣はやはり最後の責任をおとすことになるという立場から、究極的には御自身の判断で一定の政策或いは事を決定されなければならぬという建前になつておるわけでありませう。ただ一点違つておられますのは、大臣の処分に対しては、一定の裁きの場合にありませう。この裁きの場合だけは、これは大臣を拘束する建前にしてございませう。これは一般の他の諮問的な審議会とちよつと違つて、他の諮問的な審議会とちよつと違つて、正なる判断に基いて、むしろ大臣はこの場合においては、その当事者である立場に立つわけでありませうから、その当事者である大臣の処分を批判するといふような職能になりますので、この裁決が、それが結局ではなくて、更にこれを東京高等裁判所に出訴できるということになつておるから、つまり終局のものでなくて、第二審が更にあり得るといふ建前のものでありますから、この裁決は大臣を拘束するといふ建前にして別段差支えないのではな

いか、こういうふうな思つておるのであります。この点が非常に違つております。實際それと異議申立を致さうな場合があるかと申しますれば、実は電波監理委員会のほうで伺つて見ますと、創始以来二年間の間にケースはただ一件あつただけということでありませうから、これは全くレア・ケースだと考へられるわけでありませう。通常のファンクションは、今の諮問に依つて意見を答申する、その答申は大臣を拘束するものでない、勿論尊重しなければならぬものでありませうけれども、拘束するものではない、かように考へておる次第であります。

○新谷實三郎君 この程度で質問を打ち切らうと思つておりましたが、事務次官の御説明を伺つて、又足りないところが出て来ましたので、もう一点確めておきたいと思つて、御説明によるお説、成るほど電波法の九十三條の二の規定を言つておられると思つておりましたが、処分に対する異議の申立に対しては、聴聞会を開いて、そうして電波監理審議会が事を決定する、そうしてその議決に大臣は拘束される、この電波監理審議会というものは、言つてもなくこれは郵政省の附屬機関でありませう。郵政大臣の指揮下にある一つの機関であると考えられるのであります。事務次官のお話によると、一回目の決定は郵政大臣が決定するのであるから、郵政大臣がその当事者である。従つてそれが訴訟的な色彩を持つておる異議の申立があつたときに、それを又再び最後のにきめるといふことはどうもおかしいといふやうなことを言われたのであります。そういうことと

併しほかにたくさん従来訴訟法関係の規定があると思つておる。郵政大臣が最終の責任者としてその異議の申立を聞く、そうしていい異議の申立があれば、それを欣然として受けて決定内容を変えて行くといふのは、これは当然であります。これをいけぬとおつしやるならば、他の訴訟法関係のいろいろの規定もやはり同様に直して行かなければならぬ、こゝ考へるのであります。而もこの附屬機関で大臣の指揮下にある機関が、これが正しい判断をするのでありますから、大臣はどのような意味で、電波監理審議会の決定に大臣は従わなければならないといふような異例の措置をとられる、私はこれはむしろ今までの建前から言いますと、非常にもこれは異例な措置をしようとしておられるように考へるのであります。先ほど申上げましたが、非常に技術的な問題もあり、或いは細かい経験を要するやうな問題、こゝいつたものについては郵政大臣も恐らく御存じないでしようから、電波監理審議会の意見を最大限に尊重して、結論としては議決に従つたやうなふうになるかも知れませぬ。併し建前としては初めから大臣がこの異議の申立について不適當であるという見地から、こゝいう規定を置かれるとすれば、これは非常に私は異例の措置であると思つておるので、これに対しては今の御説明ではどうしても承服できないのであります。御答弁があれば伺いますから、これは私のこれは意見でありますから、意旨として申上げておきます。

○説明員(大野勝三君) 大臣の処分に對する異議の申立がございました際の際の裁決につきましては、この電波管理審議会の裁決自体が大臣を拘束する、かように先ほど申上げましたのであります。併しながら建前から行きますと、併しなから建前から行きますと、この最終的に外部に対して一つのアクションをするという機能は、これは大臣のほうにあるわけでございます。そこで先ほどのお話にもありませう。電波監理審議会が公平なる見地から公正な結論を出した場合には、大臣は欣然としてその処分を改むべきではないかというお話がございましたが、建前ではやはりそういうふうな持つて行つておるつもりでございます。というのは、電波監理審議会の裁決自体が、それだけで効力を発生するのではなくて、その裁決に従つて、大臣の元の処分を改めた処分をしなければならぬ、こゝいう建前になつておられます。その元の処分を改めた処分をしてはいけぬ、裁決通りの改め方をした処分をしなければならぬ、こゝいうふうにしておる意味を、その裁決は大臣を拘束する、かように申上げたのであります。

○新谷實三郎君 今の点はいろ／＼御説明が申上りませんが、私はその考へを拘束しておる規定だと思つておる。で、大臣は自分で右のほうの決定をしようと思つても、電波監理審議会が左のほうの決定をしてしまへば、これは左だと、左のほうが正しいのだと言わざるを得ない、そういう規定だと私は考へます。でありますから、いろいろ御説明が申上りましたが、その御説明は私の質問に當らない御答弁であ

ります。併し大政府の考えておられるところはわかりましたから、これ以上、私は意見は持つておりませんけれども、質問は打ち切ります。

（山田節男君発言の許可を求めむ）

○委員長（河井彌八君） 山田君、関連して……

○山田節男君 今の新谷君の質問に關連して……

○委員長（河井彌八君） どうぞ。

○山田節男君 今の大野事務次官の御答弁と實際この法案とをみますと、ちよつと私おかしいと思う。というのは、大体今度電波監理委員会を解消して、電波監理審議会というものを郵政省の而も大臣の一諮問機関にする。そこにこの電波行政の本質と、いわゆる民主的に公平に国民の福利のために放送或いは電波の割当をやる、この公共性というものが、もう無理やりにこの大臣の諮問機関にしたというところに無理がある。例えばさつき大野事務次官の説明がありました、この電波監理審議会に行政処分の異議を申立てた、この異議を申立てて来た場合に電波監理審議会がいわゆる聴聞会を開き、そうしてできた調書に基いて意見を申す、そうしてこの電波監理審議会によつて最後の決定をする。で、郵政大臣はその審議会の決定によつてこれを決定する、こういふふうになるのです。ですから、これはどうも私は今回の郵政省にこの電氣通信行政と電波監理行政を無理やりに技術的に食つつけようとする。そうして電波行政の特殊性を生かそうとすると、今の、今の、新谷委員の指摘されたような無理が生じて来る。今新谷君の言われた逆の場合が多いのです。この電波監

理審議会というものは、これに書いてある程度でも、これは準立法機関であり、準司法機関であり、且つ行政庁である、こういう特殊のものなんでしょう。それを一國務大臣の諮問機関としておく、そこに何か辻褃を合わせようというところに非常にぬえ的なものが出て来る。私は今大野事務次官の言われて来たことは、これはもう實際から見れば非常に滑稽です。大臣は一つの準司法的な本質を持つてゐるものに対して異議を申立てる、それを審議会が決定したものを、それによつて曲げてしまふ。今度はノーだということになる。これでは電波行政の公平は期せられない。これは逆です。私はどうも今の御答弁はよくわからない。網島委員長がもつてこれは過去の経験に鑑みて、もう少し今の電波監理審議会については、あなた意見を聴取されておられるでしょう。責任のあるあなたから一つもう少しはつきり御説明願いたい。あれではわかりません。これは逆なんです。

○國務大臣（佐藤作君） 先ほど来大野君の申しておりますように、又山田委員なり、新谷委員が理解しておられますように、今回のこの審議会というものは、どこまでも審議会でありまして、ただその審議会がやる事柄によりましては大臣を拘束する、内部的拘束権限を持つてゐる。で、先ほどお話がありました、これは審議会というものは、法的に申しますればこれは附屬機関であります。かように申すべきものであります。で、今例になつております免許とか、その他の行政処分というものは、電波法その他の実体法上から見ましてこれは郵政大臣が行うのであります。この意味におきましては附屬機関である電波監理審議会が行うものでは絶対にないわけであり、併しこの電波監理審議会の決定があつた場合におきまして、特殊な事案についてはその決定に大臣が内部的に拘束を受ける。その拘束を受けることが今回の法律ではつきり書いてあるわけであり、これは審議機関だとか、或いは諮問機関だからというだけならば、まあそれほど拘束を受けるものではないのであります。併しなから、こういう審議会に特殊な機能を附與しまして、そういう事項についての決定の場合に、それは内部的に國務大臣がその決定に拘束を受ける、だから初めてその決定に従つて、決定を執るにいたしました行政処分に参るわけであり、これは行政官庁の機構の問題から見ましてあり得ることではないか。で、行政機関といたしまして、國務大臣が何もかも全部自由にやる場合もあるものであります。特殊なものにつきまして、特殊な機関の決定に内部的拘束を受ける、それはその意味においては全部が全部附屬機関という性格のものではないだろう、かように私も考へておるのであります。それを先ほど大野次官から御説明いたしましたようにな次第でございます。

○山田節男君 今の大臣が附屬機関である電波監理審議会の決定に対して拘束される、これは私はいふことだと思つて、本質からいへばこれはいいことだと思つて、併し今新谷君が指摘されたようにならぬような諮問機関を持つていうことは、これは行政組織からおかしな話だ、今の電波行政の本質から見るとそ

うでない。例えば将来起つて来るいふような放送であるとか、無線に關する免許、これは必ず将来利権になり、そういつたふうには、これが大臣が野放図もなかつた日には、これは瀆職、汚職の根源になつてしまふ。そういう意味で大臣が電波監理審議会の決議に対して拘束を受ける、これは私はいふ規定だと思つて、最近に私は電通委員会で質問を申上げておる電波行政そのものの本質から見ると、そうあるべきものなんです。併し私がぬえ的だと申上げるとは、電波の委員の任命、これは電波監理審議会の委員の任命、これは内閣の承認を要して郵政大臣が任命する、これは非常に異例な人事です。私はそれと関連して考へて見ると、電波監理審議会はどうもこれはどうも、電力のよう、公益事業委員会のうちに内閣の言うことを聞かなくてはならないかといふことで、なお抵抗の少ない電波監理委員会を一緒にしてしまふといふことで、いざこれをやつて見ると、どうもこれはおかしいと思つて、これは事務官僚がそういうようなことをよく認識して網島委員長に言つたかどうか知らないが、そういうようなことで非常にぬえ的なものを作つてしまつた。それから再三電波監理審議会の任務について我々常識で今までの例で考へて見ると、内閣の承認を要し、これは内閣総理大臣が任命する。これは郵政大臣が任命する。これは非常に異例な人事です。そこらあたりがこの細かく改正の法律案のニュアンスを見ると、すべて甚だ行政官そのものが辻褃が合わないことを無理にでつち上げておるから、實際非常なこれはト

ラブルが起る。而も國務大臣は或る一定の拘束を受けなければならぬ。責任を持たなくちやならぬ、こういうべら棒な行政組織はないわけなんです。國務大臣の郵政大臣或いは電氣通信大臣としての責任を持つた以上はその職権がなければならぬのに、こういうものができて、而も不手際な竹に木を継いだよいうな……これは意見になりますけれども、私はこれは網島政府委員が、さつき電波監理委員会が二カ年間ものを裁いたといふのは一件しかなく、非常にレア・ケースだといふことを言つておる、占領下で自由にならなかつた。今後はこういつたものが出て来る、過去のレア・ケースを以てそんなことはないだろうと言ふこと自体が非常に認識が足りない。私はあえて言ひますけれども、網島委員長に、果してこういう電氣通信省、郵政省の機関と言ひますか、國務大臣の諮問機関といたした若し将来この審議会の委員長となつた場合に、今までの二年間やつて来た電波監理委員会の委員長として、そのままできるかどうか、大臣を拘束する力を持つておつてもできるかどうかといふことを、あなたは政府委員として非常に豫慮しておられるようですが、これは個人の資格で、私は一つのエキスパートとしてここで率直に言つたほうがよいと思つて、私はあえて網島委員長の御意見を伺ひます。

○政府委員（網島義君） 私の考へを申述べらうというお話です。お答申上げます。今年の春に内閣におきまして、行政改革を取上げられまして各種の行政委員会を一応再検討しようというお話がございましたときに、当委員会といたしまして、いろいろこの問題に

つきまして討議を重ねたのでありま
す。私も電波行政を担当してあるも
のといましては、その結論は電波
行政の特殊性に鑑みまして、委員会行
政でやつたほうがいいのではないか、
又電波監理委員会ができてから僅
か二年でございまして、経験も少い
もので、もう少し経験を積んで
から再検討したかどうかということの
ほうがいいのではないかという結論に
到達いたしました。私もその趣旨を
関係大臣或いは行政管理庁にも御説明
をいたしまして、関係大臣及び行政管
理庁におきましても、電波行政とい
うもの特殊性につきましては、よくお
わかり頂いたかと考えております。と
ころでこれは率直に申し上げるのであ
りますが、この行政のやり方というものは、恐らく私として一つの統一ある考
え方に基かなければならぬだろうと
私も想像しております。従いまして
内閣におきまして、国政全般から考
えまして今後はそういう行き方をとら
うという一つの方針を立てられるとい
うことは十分あり得ることだと考えて
おります。殊にこの行政組織の問題、
即ち行政のやり方は、これは定員の問題
というよりも、多少違いました
て、定員の問題というよりなことに
なりますと、責任ある者として、これ
この仕事はこれだけの人間ではでき
ないというよりなことが或る程度言え
ると思つてあります。行政のやり
方につきましては、これは考え方で
ありまして、委員会行政であるからこ
れはできる、大臣の下ではこういう行
政は絶対にできないのだということ
は、私もそういう断言はしかねる
のであります。たとえこの行政が国

務大臣の下に置かれましても、そのや
り方によつては十分やり得るという考
え方もこれは成立つというふうには私
も率直に認めざるを得ないのでありま
す。殊にこの行政組織の問題は私ども
の所掌事務の範囲外でありまして、こ
れは内閣が全般的な見地からお考えに
なる、又国会がこれをもつと広い立場
からいろいろ御検討されまして、そう
しておきめになりましたならば、公務
員といつたしましては、その決定の枠の
中で仕事をなさる、これが私どもの正し
い行き方ではないかというふうに考え
ておる次第であります。

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

大臣は瀆職汚職にかかるといふ愛があ
るから申し上げておる。これは電波監理
委員長として、素人の両大臣並びに事
務官係に対して十分知識を授け、最も
妥当なポリシーを立てることを私は強
く希望を申し上げて一応質問を打ち切
ります。

て、電波法と関連して提案してあるの
であります。が、いわゆる電気通信省
で行なつております公衆通信事業の事
業経営の準則と見られる規定が、監督
行政の規定と共に包含せられて別個
の法体系とするのが合理的である
と申します。こう言つておる。同時に、
主管の行政官庁も、事業官庁である電
気通信省から分離すると共に、その組
織を民主化するものが行政の公正を期
する上に必要となつて参ります。こ
ういふことで提案されておるのです
が、それを補足しまして当時の尾形六
郎兵衛政務次官はこういうことをおつ
しやつておられる。電気通信省なり
その他農林省でも、或いは郵政省にお
いても、事業として無関係な扱つて
おる部分があるので、公正を期するた
めには電気通信省に監督行政を置くこ
とはできない、そういう政府各機関の無
線施設の中止、公平な監督を行うこと
を考慮いたしますれば、総理府の外局
とすることが最も適当と考へられま
す、こうある。それから又一次に総理
府の外局としてこの行政機関を設けま
す場合の形体でございまして、この種
行政が特に公平性、不偏不党性及び政
策の恒久性を強く要望せられることに
鑑みまして、委員会制をとることとい
は、且つその委員の選任については
一党一派又は特定の利益関係に偏する
ことのないように十分の考慮を拂う
という意味において、この設置法が提
案されておるのであります。当時占領
下であつて押付けられたものである
と、今頃申せるはずのことではないの
であります。当時においても吉田内閣
なり、どの内閣においても、内閣の自

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

を賭して大臣に対して言うべきだ。大
臣はそういうことまで考えるというこ
とをおつしやうたかどうか、これは私
覚えてないが、とにかく大臣としては
結局昨日の佐藤大臣の答弁と……この
間の野田大臣は、私は電波行政のこと
はよく存じませんと、こうおつしやつ
た、佐藤大臣は、若し電波監理行政を
二年預かつたものが身を賭してやれ
ばということをおつしやう。そうする
話をよくわかりませんが、佐藤郵政大臣
或いは野田大臣がそういうことをおつ
しやれば、こういうふうなためならめ
な、まるで電波行政を大臣の諮問機関に
してできるなんて、これはただ認めた
だけで、将来これは直ちに困つた問題
が出ると思つた。これは私の言つた意味は
よくわかると思つた。ですから、こうい
う点、私は昨日も大臣はこれをお変え
になる腹はありませんかと申し上げた。
そういう大臣の腹を固められるについ
ては、野田大臣も、あなたが真に電波
監理委員会の重要性というものを、シ
グニフィカンスというものを佐藤大臣
なり、或いは野田大臣に建言され、或
いは行政管理庁の事務官係によく納得
させるようにすれば、こういうばかな
ことはしないと思つた。ですから私は希
望になります。こういう禍を将来に
残し、政党政治が悪く行けば、電気通
信省はこれは利権の巢窟になり、郵政

主的な責任において国会に提案することを再三申しておるわけなんです。そこでこの施設の部面と監督行政を分離するんだという点について、当時の河井内閣委員長が質問をしたのに対して、網島さんの政府委員としての答弁があるわけでありまして、これは網島さんによくお聞き願っておかなければならないところでありまして、「この電波と申しますものは非常に有効な通信の手段でございます、あらゆる分野におきましてこれを利用したいという熱烈な希望を持つておるのであります。これに關しましては現在すでに一般公衆通信を取扱つておりますところの電気通信省以外におきまして、むしろそれ以上にこの重要な通信手段として「云々」と言ひまして、國の各關係機關がこの電波の利用に關して多大の監視と熱望を持つておるといふ点を述べられました。施設と監督の行政を一緒に内局として入れて置くことは、或いは電波庁として外局として置くことは、一例を申し上げるならば、いわゆる猫とカナリヤを一籠の籠の中に入れて置くというような場合でございます。結局カナリヤが猫に喰われてしまふのじやないかという批評もたびたび聞くのでございます。従ひまして「云々」といふこのことで、この不偏性、公平性といふことを主張せられ、理論的な背景としてこの委員会設置の提案理由となつておる。それが今日において猫とカナリヤと一緒にいるという状態になるのでございまして、それはならない、審議会というのはいくらでもこれは独立機関であつて喰われたいところもあると思ふのです。併

し私のお尋ねしたいことは、これまで理論的な背景を持つて主張せられた二年前の主眼が、行政機構の改革という技術的な部面から改革せらるるというためには、この委員会の過去二年間に於ける実績、経験に照らして、欠陥ありとする点が立証せられなければならぬと思ふのであります。それが無い限りは、内閣が政策の一貫性の上からいつて、技術的に便宜的な便法として形骸を整えるためのこの行政機構の改革といふことは、いわゆる今日の政党内閣においてあり得るはずはないと思ふ。この点について私は大臣に對して、その意味合から、委員会の過去二年間の実績においては、いわゆる電波監理行政といふものが欠陥があるという点を実証して頂かなければならぬと思ふ。ただ単にこの頃はやりの、大臣は責任をとらなければならぬ、とりたいといふことで、この頃非常に責任をとりたがる大臣がたゞさん出て来たのであります。それだけの話では私は納得できない。当時においてそういうことはもうはつきり割り切つて委員会制度になつたものでございまして、そういうことでは納得できません。従つてこれを立証して頂きたい、具体的に……又網島さんは当時政府委員として政府の政策を敷衍して、こういうことをおっしゃつておる。今日は同じ政府委員の立場ある場合においては、今日の政府の機構改革の政策に協力する建前で、それ以上の発言は許されないとおられる。併しあなたは電波庁の長官とし、或いは機構改革後の委員長として、このカナリヤ論でございまして、これについて今

日においてどういふお考えを……、電波監理委員会を、当時の内閣がただ単に内閣の政策としてではなくて、恒久的な基本的な電波行政政策として確立されたものが変更されることに對して、全体的な時の内閣のこれは政策の変更であるから止むなしと思ふので、どういふ御意見を、實際論を持つておられるか、二年前のこの意見と今日において変りがあつたのか、或いは又あなたの高のほうから……、實際委員長は最高のこれは機関でございまして、この最高の機関である委員長として、過去二年間の実績上からいつて、これまでに改革しなければならぬ理由が立証せらるるかどうか、この点についてお伺ひしたい。それが無い限りは、ただ単に私はこの内閣がこの内容に他に触れることよりも、行政機構改革といふことにウェイトを置いて、それに辻褄が合うように電波監理委員会といふものがそれ／＼審議会その他に移行せられたといふふうにか解釈できない。だからこの点について網島さんの御意見も伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤) 私が小笠原委員の発言の前に発言を求めましたのは、山田委員から私の名前が出ておりましたので、私引合ひに出されておりますから、昨日のお答え申し上げた点が、少し私が申した通りの気持とやや變つたやうな意味で表現された感じがいたしましたので、実は今日発言を求めたのであります。と申しますのは、問題は網島君と野田君との対決の際にこれ／＼しか／＼の話であつたといふやうなお話がありましたので、それについてこの批判を私自身いたしましたのであ

ります。と申しますのは、それは山田委員が引用されたこと、行政機構の問題は、電波監理委員会として事柄の性格上発言の機能、発言すべき筋でないのだ、こういうことを網島君が言つておる。又当時野田國務大臣は、電波行政は自分は素人だ、かように申しているといふやうな御披露がありましたので、そのときに申し上げたのですが、私どもは今委員会制度に検討を加えておきますのは、委員会というものが最高の權威だと言われたいが、これが問題については自分が発言する筋合じやない。かように遠慮されることは、もうすでに最高の權威に矛盾があるのじやないかといふことを私批判いたしましたのであります。ところが山田委員のお話に對しまして、今網島君の意見を伺ひますと、機構自身について、委員会制度について、過去の委員会自身が不都合があつたとは思われない。併しながら委員会が審議会に變るといふこと、いづれがベターかといふやうな意味合ひのようにならぬかやうなお話のようにならぬか、全然この電波監理委員会を電波監理審議会に組織替へすることについて網島君が発言をしなければならぬといふわけではない、十分その間においては説明をいたしておるのではないかと思ふのであります。問題の点は、電波監理委員会が今日持つております特殊な機能、その機能は、今日皆様方がたから御批判を頂いて、どうもその機能を残すから電波監理審議会が立たないのじやないか、こういうことを言われる。いわゆる九十三條の二でしたか、九十四條でしたか、この規定、この「異議の申立てについての決定を行ふ」、この異議の申立てについての決定を行なつた場合に、それには郵政大臣が内部的な拘束を受けて、郵政大臣はその決定に基いた行政処分をする、この点がいかに重要であるか、この点がどうも理解しかねる、こういうお話のようにつけておるのであります。それにつきましても、先ほど私も申し上げましたように、電波監理審議会として大部分の機能は、先ほど申し上げましたように、又諮問機關的な性格においてその機能を達し得るのであります。これは今後の実績等を勿論見て参らなければわからないことではあります。過去の経験等から見ますと、この種の事柄は非常に例が少ないのであります。従ひましてその特殊な事例のため、それが非常に大事なことであるからと申しまして、年間を通じての常設機關を設けることも如何か、これが私どもの考え方でありまして、そういう意味で、今回は電波監理委員会を電波監理審議会に改組し、そうして電波監理委員会時代に、どうしてもこれだけは電波監理委員会としてやらなければならぬといふ申した只今のレア・ケースを措置し得るやうな機能を電波監理審議会にも存置いたしたわけでありまして、かように考えますと、網島君の意見も十分内閣において、政府において取入れ、而もその委員会としての機能は審議会の場合におきましても、法律による授權によりまして依然としてその機能が存続されるわけでありまして、かように考えますと、政府かねての検討いたしております委員会制度につ

ります。殊に占領下の特殊事情において生れました制度等については勿論いものはいないとして、これは残して行かなければならない、併しながら我が國の事情に合わないものがあればこれに検討を加えるのは、これはもう当然のこと、その点は今言われるような對外的な不信という問題にはなかく、発展しないのではないかと、間違つた、捉われたナショナルリズムだとか、或いは排外思想が出て来るならば、これは明らかに對外的な不信を招くだろうと思ひます。問題は制度自身が永久不変なものではない。時代に即応した、又活動のできるようなものを考へて参る、これは自然の成り行きだと思ひるのであります。そこで国力相応なもので、簡素強力なものだといふと、場合によりますれば在來の機能その通りものを發揮しない場合もあるかも知れないと思ひます。機能、機構を縮小する、こういうことになりますれば、元の拡大された機構よりも行政サービスは落ちるんじゃないかといふことも言われるだろうと思ひるのであります。が、こういう点についての最終的な批判は結局國民にあるものではないか、政府といつたしましてはこの程度で先ず辛抱のできる機構だといふものを考へて参るのであります。これはもう原則的な基本的な考へ方だと思ひるのであります。かように考へますと、今回委員会制度につきましても、種々検討を加えたい。で、先ほど来繰返して申します。が、電波監理委員会としての機能で特に存置しなければならぬといふものは、先ほど申すような特殊機能として残るのでありますから、それ以外の部分におきましては、これは行

政分野においてもなし得るのではないか、今回は電波監理庁なり電波監理委員会なりを郵政省に移したり、或いは電波監理審議会に変更等いたしておられますが、これは郵政省の中にあつては機能が發揮されないといふものではないと思ひます。むしろその郵政省と別な内閣にあつた独立官庁であるよきも勿論あると思ひます。これは全部不都合だとは申せないわけでありまが、簡素なものにするといふ一つの原則から見まして、これを郵政省の中の一局にして、そうして電波監理行政或いは電波國策、これを遂行するにはそれでは不都合があるのか、かように考へますと、私もはむしろ責任を取る専任の國務大臣をきめるほうがもとと電波國策遂行の責任の所在も明確になつてよろしいのではないかと、かように考へたもであるのであります。かように考へますと、種々御意見もございまして、私が、私もはどこまでも今回の行政機構の改革に際しては電波監理委員会、又電波監理庁といふものを内閣に置かないで、どこかの省に置いて、そうしてその省の大臣が責任を持つて電波國策を遂行する、その面に當る、そうして又委員会も持つ、特別な機能はこの審議会に特別な立法によつて権限を付與することによつてそれも賅つて行く、これがいわゆる私もがモットーにしておる事情にあつた簡素強力な機構ではないか、かように実は考へて皆さまでした御審議を頂いておるよ

○政府委員(網島毅君) 御承知のように現在電波監理委員会は総理府の外局でございます。この電波監理委員会が総理府の外局である、或いはこれが郵政省の外局であるといふことは、私は、私に大きな問題ではないと思つております。又先ほど猫とカナリヤの問題が出ましたように、電氣通信業をやつておる中ではこれは電氣通信業といふものが、そうでないところが悪いと思ひますが、適切な省なり或いは総理府といふもの外局というよりな形は、これはどうもそうしたい問題ではないと思つております。ただ問題は委員会行政、即ち多数決の行政のやりかたで行くか、或いは独任制の官庁でこの行政をやつて行くかといふことであると思ひます。過去二年の経験から見まして、私もはもといたしましては、法律のきめられた権限と責任の中において最善を盡して来たと思つております。併しこれは自分が自分のことを考へるのでありまして、最も正しい判断は第三者にして頂くのが適切かと思ひますが、少なくとも私もは最善の努力をして来たつもりでございまして。ただ先ほど申しましたように、官制の官庁がいいか、或いは独任制がいいか、これはおの／＼考へかたによることだと思ひます。これはやはり第三者のかたにお考へ願うのが最も適當ではないかと考へております。

○小笠原三三男君 網島さんにはあとで近い機会にでも別途の観点からお伺ひしたいと思ひますが、はしよるために最後に一点だけお伺ひします。そうすれば二年前に提案者として意見を述べられ、できたものに対して施行の責任者として二年間経験を持たれる委員長として委員会行政でこの特殊な電波行政をやつて行くのがベターである、そうして今回のように機能は分離せられても、それが發揮せられるような措置による行政機構の改革、こういう郵政省の所管になるということ、これでもやつてやれないことはないどころか、やつてやれる。これは改善の策だ、こういうことでございませうか、結論だけ伺ひます。

○政府委員(網島毅君) 私もは委員行政のほうにベターだと考へております。併しこれは私もは考へておりまして、やはり独任制のほうにベターなんだといふ考へ方もあり得るだろうと思ひます。

○小笠原三三男君 今度は大臣のほうに……あなたの場合は一般的に委員会制度全般に検討を加えた結果、こういう結果になつたのだ、それだけは何度も聞いてわかつておる。それで一般的に検討を加えた結果、電波行政はこれで行くほうがベターなんだといふことはあなたからちよつとも聞かんで、私もはもといふことを一般的に検討を加えるといふことであれば、野田監理長官からでも伺つたほうがいいかと思ひますが、公益事業委員会、地方財政委員会、公正取引委員会等々の委員会のうち、存置せらるるものも、あり、廃止せらるるものもあるという場合について、やはり理論的には一貫性を持つて、その存置の理由、廃止の理由といふことが全体に亘つて明瞭でなければならぬと思ひ、ところがそれはちよつとも明瞭にされておらない。そうしてこの電波行政においてだけたまたまこういう結果になるということについては、一部やはり再三申上げておる通り、弱いところメスが入つて来る。こういう内閣にとつては痛くもない腹を探られるような噂さへ飛ぶので、あらかじめ若しも一般的に検討を加えて云々といふことであるならば、それらの諸点についても一貫性のあるような御説明が願ひたい。而も又先ほどの對外的な不信、不信の問題でございませうが、それらは私は先ほどから申します通り、理論的にも或いは一般に納得し得られるだけのものがあれば何をか言わんやと思ひます。それが問答無用式に、便宜的な措置に出たという印象が與えられる限りにおいては、不信の問題は起るであろうといふことを申上げておる。従つてそういう点について率直にお話を伺ひたい、こういうわけでは。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大分お話を申上げたので、よく御了承を得ただろうと思つたのですが、どうも私の話が不明確だといふことで……

○小笠原三三男君 いや上手だ。

○國務大臣(佐藤榮作君) 端的に申上げて見たいと思ひます、というのは、電波監理委員会が今日扱つております仕事は、非常な大事な仕事であります。先だつても電氣通信委員会等におきまして、電波國策といふようなお話も出ておりました。政府といつたしましては、これは積極的に専任の國務大臣と申しますか、担任の國務大臣をきまして、そうしてその行政を遂行して参りたい感が非常に強いでございませう。先ほど網島君も申しておりました。併し同時に理論としては担任制がベターであるという理論もありません。このことを網島君も申しておりました。このところは相當議論が出て來る問題であります。が、私もは考へ方といつたしましては、各省と別な独立した委員会であるよりも、その委員会の機能をその

まま存続し、そうして省の中へ入れま
して、担任の國務大臣がきまつてお
るが業務の遂行はよいのではない
かというところが私どもの狙いであり
ます。これだけ当該委員会についての所
見を明確に申上げておきます。

○小笠原二三男君 あとでまあだん
ん伺いますが、網島さんと大臣と両方
で御答弁願いたいことでもあります
いろ／＼論議がありますけれども、具
体的には不偏不党性とか、中立性
とか、公平性とか、他の政府諸機関に制
約されないとか、こういうようなこと
では、実際今度の機構改革において守
られて行くかという点について、具体
的な例を以てお尋ねいたしますが、今
日電波監理委員会行政でさえも、例え
ば予備隊における簡易な無電の放送で
すか、あれらについては別途それは電
波監理行政から除外する特例が出てお
る、これが仮にですぞ、だん／＼発展
して予備隊なり何なりそれらの強力な
要請によつて、電波なり或いはそれら
の監督なりというものを排除するよう
に、独立して自分を持つて行くとい
うようなことがどし／＼行われる傾向が
ないか、これは海上保安隊でもそう
です。或いは無電局等を設置する箇所等
についても、委員会としては理論的に
或いは規則上そういう位置に置くこと
はできないというような場合において
も、予備隊なり保安隊等の都合によ
り、要請によつて是非そこでなければ
ならんというような所に、そういう規
則その他を超越してでもそれらを置か
れておるといふような状態が起つて来
ないか、或いはそういうことについて
こつちの所管にしてくれといふよう
な争いが起つて来ないか。そういう問題

についてはどうお考えですか。見直し
としまして、又これを所管する大臣と
しまして、一切そういうことを排除し
たしめませんか。この際この点について明
確に承わつておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 将来の問題
をいろ／＼取上げられてどうするのだ
というお話でございますが、将来の問
題或いは他省がどういふふうにか
かという問題を、ここで私は論議する
のは必ずしも当を得ておるとは思いま
せん。只今やつておられます程度、これ
どこまでも電波行政の一元化とい
うことを実は希望してやつておるわけ
でございます。それにいたしまして特殊な
ものについての専用電話等はすでに許
しておられます。従いましてそれ／＼の
機関の必要性というものをそのときの
情勢によつて考えて参らなければ、今
からこれは許すのだとか、これは許さ
ないのだと、かように申上げるわけに
行かないと思つて。又他省から強い
要求が出るのではないかと、これを
言われますが、これ又他省のほうで
どういふ考え方をしておりますか、そ
のほうの意見も聞かなければこれはわか
らないと思つて。これははつきり申
上げ得ることは、今日電気通信省が公
衆の電気通信は担当いたしましたので
す。その部門において公社はでき上
つて参ります。それ以外の機関、
例えは鉄道においては鉄道自身が専用
の通信電話を持つておる。或いは現在
警察電話は大部分電気通信省のほうへ
統合いたしました。併しながら、なお
只今御指摘のように、警察予備隊等に
おいて簡易なものを只今保有してお
るものもあるわけであり。この点は
基本的な問題から考えますれば、国の

通信施設として二重施設をする要あり
や否や、そのようなことはその時期的
な要請から判断して参らなければなら
ないだろうと、かように私は考えてお
ります。

○政府委員(網島毅君) 答へいたし
ます。只今の御質問は電波行政の一元
化、昔流の言葉で言いますと、電波統
制の一元化ということについてのお尋
ねだと思つて。現在の非常に少い電
波を最も能率的に、それから効果的に
公平に使用するためには、この行政は飽
くまでも一元化されるべきものだと思
つておられます。現在まで電波監理委員
会がその職責の範囲内におきまして
は、この建前で参つた次第でございます
が、将来に對しても私はそれを強
く希望したいと思つておられます。
ただ先ほど御指摘になりました警察予
備隊の問題でございますが、これは
警察予備隊の無線に對しまして法律か
ら一部を除いたいたしましたのは、これ
は機用用の非常な電力の小さい、殆ん
ど他に妨害を與える虞れのないもの
につきまして、その一々の免許は要ら
ないといふような特例を設けたのであり
まして、それに対する周波数の割當
電波の割當といふようなことは、やは
り現在電波法の適用を受けておるわけ
であります。そのような次第でござい
まして、今後我が国の電波行政、それ
は私といたしましては、国内的な行政
の面よりむしろ國際的に重要な
行政である、と申しますのは、御承
知の通りこれからの電波は一つ／＼が
全部國際會議できめられるのであり
まして、國際的に最も有利な立場にお
いて電波を獲得するには、この電波行政
を一元化するといふことが一番必要で

あるといふふうにお考えおるのであり
ます。先ほど申上げましたように私は
その点強い希望を持つております。

○小笠原二三男君 最後に私質問の仕
方が悪かつたと思つておりますが、私の申
上げておるのは、予備隊なり海上保安
隊等について申上げておるのは、無電
局の設置とか、その無電設備の検査と
か、何とかそういうようなものを全部
除外して電波をもちつて行ける限りは、
自由潤達に施設をしてやつて行く、そ
れに對しては電波行政の一元化とい
う方面から審議會なり何なりの了解を必
要としなさい、こういうふうな状態が起
つて来るか、こういうふうなことが
ないと言われるのか、いわゆる今の網
島さんの言われるような形のものが、
公共性或いは公平性とか、こういうよ
うなことで強く今後主張されて行く
のか、そのときの内閣の考へた政治政
策のとり方如何によつては、或いは郵
政大臣の、それ／＼の行政に應える政
治折衝の結果は、そういうふうなこ
と或る場合には弱されて行くといふ
いがないのかどうか、こういう問題
を聞いています。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今のこ
ろ、電波行政の方針の変更は考へて
いません。

○山田節男君 これは今の小笠原君の
質問、実は私少し失礼だけれども小笠
原君の要旨ははつきりしなかつたの
ではないかと思つて。これは私先ほど
申上げておるように、電波の利用と
いふものが、今まではそうでなかつた
が今後は非常にこれが広汎に使われ
るので今の郵政省の、郵政大臣の諮問
機関としての電波監理審議會がよく職
務を果し得るかどうかという問題につ

いて、今小笠原君の質問されたよう
に、この電波というものは、これは一
省、一政府のものではない、電波とい
うものは國民共有のものなのです。こ
れは飽くまでも公平に分配しなければ
ならない。そこで今小笠原君の言われ
たように将来、予備隊が陸軍になり海
上保安隊が海軍になる。それから國家
地方警察、これはます／＼通信、無電
を使います。現に今年度の予算で警
察予備隊の五百四十億のうち三分の一
強は、これは電気通信の費用です。そ
ういふ工合に電波の割當といふものは
必ず政府の機関、殊に警察、軍關係、
防衛關係のほうに非常に使つて。そう
いふ場合に必ず、例えは郵政大臣が今
電波監理審議會でそれを一元化しま
すと言つても、國警或いは海上保安庁の
關係、予備隊の關係といふ、それ／＼
の主張が出ました場合に必ず争いが起
きる。現にアメリカでも政府が持つて
おる無電關係、それから國防省の關係
の電波關係、これが全く争いを持ち出
して来ている。そこで政府の代表を出
しまして、いわゆるアイラックとい
いますか、電波通信委員会、日本で言
えば電波監理委員会が中心になつて、各
政府の機関にそういう小笠原君の指
摘、質問されたような事件が現に起つ
ておる。それを調整するために非常
に今困つておる。それで電波監理委員
会といふものができた。私が扱つた場合
でも、日本でも例えは農林省側は漁船
の無電の問題について、これも農林省
のものだといふので無線に關する限り
は農林省、水産省のものだ、これを言
い出した、これは基本的に抑えた。こ
れはなぜできたかといふと、電波監理
委員会という一つの總理府の外局とし

て、今小笠原君の質問されたよう
に、この電波というものは、これは一
省、一政府のものではない、電波とい
うものは國民共有のものなのです。こ
れは飽くまでも公平に分配しなければ
ならない。そこで今小笠原君の言われ
たように将来、予備隊が陸軍になり海
上保安隊が海軍になる。それから國家
地方警察、これはます／＼通信、無電
を使います。現に今年度の予算で警
察予備隊の五百四十億のうち三分の一
強は、これは電気通信の費用です。そ
ういふ工合に電波の割當といふものは
必ず政府の機関、殊に警察、軍關係、
防衛關係のほうに非常に使つて。そう
いふ場合に必ず、例えは郵政大臣が今
電波監理審議會でそれを一元化しま
すと言つても、國警或いは海上保安庁の
關係、予備隊の關係といふ、それ／＼
の主張が出ました場合に必ず争いが起
きる。現にアメリカでも政府が持つて
おる無電關係、それから國防省の關係
の電波關係、これが全く争いを持ち出
して来ている。そこで政府の代表を出
しまして、いわゆるアイラックとい
いますか、電波通信委員会、日本で言
えば電波監理委員会が中心になつて、各
政府の機関にそういう小笠原君の指
摘、質問されたような事件が現に起つ
ておる。それを調整するために非常
に今困つておる。それで電波監理委員
会といふものができた。私が扱つた場合
でも、日本でも例えは農林省側は漁船
の無電の問題について、これも農林省
のものだといふので無線に關する限り
は農林省、水産省のものだ、これを言
い出した、これは基本的に抑えた。こ
れはなぜできたかといふと、電波監理
委員会という一つの總理府の外局とし

れた電波獲得に對して非常に不便であつた、或いは電波を統制するについて、非常に不便であつたといふことが、やはりはつきりしませんと、これは佐藤君が如何にうまく答弁されても行政改革の本当の、本筋の納得はなかなか行きにくいんじゃないかという気がするのですが、そのところはこれはやはり行政機構の改革は過去の経験も一つ必要であるし、それから今後政府が行政をやつて行くその政策面との関係も必要であるし、あなたのようなさつき述べられた機構そのものの、全部見通しての、よりよくして行くといふことの意味のことも必要であるし、いろんなそこに目的が設定されて、行政機構というものは考えられるべきものだし、又政府も恐らくさういふことは考えたであらうと思つたので、先ほど来お話を伺つてみると、釣合がとれてないといふ感じがどうしてかといふ感じが、感じを抜き去ることができない。ですからその少い経験、今まで二、三年間経験して来たわけですね。電波監理委員の委員長以下委員のかたもわざ／＼アメリカまで行つて、アメリカの実情も調べて来たわけけれども、委員会制度自体のことも調べて来たわけだと思つて、我々としても委員会の行政に對しては経験を持つてゐる。その経験から言つて、その一併経験を全部否定して、全部否定するといふことは、これはあなたも逸脱だと言われるかも知れないが、その部分を相当否定してまつて、そして今後どうしても新しい形に移して行かなければならぬのだといふのが、一体なる政治的な意図以外に何かさういふ計画があるのかどうか、そこらがこのまゝ靜かに質疑応答

を聞いていても、又今度の行政機構改革についての説明を読んだり聞いたりしても、どうしても納得が行かない。その点をやはりもう少しはつきりかと思つて、説明を願へばこれは願ひたいと思つて、これは何も委員長が……委員会に行政機構改革が出たからと言つて、併しそれがどういふ形の行政機構改革も考えられます。考えられますけれども、物事はすべて理論的にどつちにでも考えられます。併しこの機構改革自体が、やはりその電波行政そのものが目的として三つの事柄が十分に達せられて、なお且つ過去の経験から言つてこれで十分行くのだといふことであらば、これはやはり経験を私は尊重して機構改革といふものは処理すべきじゃないか、かように思つたので、その点如何ですか。

○国務大臣(佐藤製作) 今和田さんからいろいろ教えられるお話、御意見を拜聴いたしましたのであります。先ほどお答えいたしましたように、行政はどこまでも公平な扱い方をいたさなければならぬのであります。この基本的な考え方をいたしましては、和田さんよく御了承頂けるのではないかと思つて、言葉尻を取らなければ、委員会は非常に公平が期せられるが、各省で行政を担当する如何にも公平でないかのような感を抱くのであります。私は行政の側におります者としていたしまして、どうもその考え方は、よく和田さんも御承知の、農林省にも長くおられたのだし、経済安定本部にもおいでになつたのでありますので、その機構そのものではないかと思つて、

ます。それからそれに従ひまして委員会自身も公平だし、又各省であります。それは公平だ。ただ形の上で最近政党内閣だとかいふようなことを申しおられます。或いは各省は大臣が党人である。この意味において自由党的な考え方はするだろう、委員会では少くともさういふような色彩がないのだ、この意味において公平だと主張しておるのだ、さういふ意味ならば一応はわかりませんが、いくら自由党がやる、或いは社会党が内閣を作りましても、それ／＼の政党としての政策を主張したいといふことはあり得ると思つたのですが、電波の問題については、かように言われるのなら、私との意見は明らかに對立するのであります。が、私も電波監理委員会が現在やつておられますものにいたしまして、電波政策といふものはつきりいたしておる。この電波政策遂行に當つて、その国策はこれは各政党によりまして国策の立て方はそれ／＼あるだろうと思つて、その事実上の取扱いはこれは必ず公平に扱われるものだ、又それが公平に扱われなければ、必ず国民から批判を受けて、その内閣といふものが困難な立場になるのではないか、かように私は考へておるのであります。従ひまして先ほど何を言ふのかと言つた際には、この行政取扱の基本的観念は、これはもう全然同一の立場に立つておる、かように考へておつたものでありますから、特に説明をいたさなかつたわけでありまして、

そので次の問題といたしまして、この電波監理委員会、これは過去において二年間の経験を積んでおる。さうしてその間何らの不都合はなかつたのじやないか、又もつとその経験を生かしてやつたらどうか、さういふことにつきました。その御意見についても私は十分耳を藉すだけの心構えはいたしておるのであります。併し今回の改正が、電波監理委員会の過去の経験を全部無視するとか、或いは否定するといふことではあります。その批判も申すのであります。先ほど来お話を申上げましたように、今日までやつて参りました電波監理委員会の経験は、今回の機構改革におきまして十分取り入れたつもりであるのであります。かように考へます。いろいろお話がありましたが、機構改革についての根本的な考え方といたしましては、私もは只今出しておりました。是非とも御賛成を頂きたくと重ねて申上げます。

○和田博雄君 まあここで議論をしようとは思いませんが、とにかく電波行政が中立であり、中正である、まあ公平といふところの意味は勿論やります。それでさういふ行政をやつて来た中、中立といふ意味を含んでおるのであります。その言葉の端々を見れば、やはり官僚だけで何かさういふものを擱まえて言論の統制をやりたい、政策的にもいろいろさういふ政治的な意味を含めたものをやりたいといふことが、ちらちら耳に聞えるわけですが、私はそれじやいかなのであつて、やはりこの委員会制度で行政を運用して行くといふことは、これは日本にとつて新しい制度です。併しさういふ委員会制度が、一番適当な分野はどうかと言へば、これは電波行政なんか一番適当な分野ではないかと思つたので、さういふ意味で、この今度の行政機構改革の政府の考え方の中に、電波監理委員会による電波行政を廃止して、さうして郵政省の中へ入れて、さうして、而もその電波審議会といふものは、山田君なんかも指摘したように、我々がよく見て、実に不可思議な審議会を作つて、さういふ機能的に言つてみて極めて判然としない、クリアーでないような形の行政にして、そして電波監理委員会といふものが、今までのあなたの御弁明によつても、委員長の弁明によつても、何らこれと言つて悪いこととはなし、もつとこれを伸ばして行くことが適当であるといふことくらいは認められておるようでありまして、さういふものを強いて変えて行くといふことがどうもやはり、いやしくも改革といふ以上は、そこにもつと高い理想、もつと高いものが私にはなければならぬと思つたので、さういふ点から言つて、行政機構の改革が單なる行政機構いじりであるといふ感じがどうも、これは拂拭できないのですが、さういふ点、これは意見の相違と言へばまあ意見の相違ですから、敢えて答弁を求めませんが、私はそれをもつと謙虚に、従来の経験といふものから言つて、どうしてもこれを變えてさういふければならぬといふ、實際の上の具体的な事例とか、或いはこれか今後どうやることによつてこの点において、と改正になるのだ、国民のためにこのだといふようなことは、少くともこの機構改革の面については言われることが必要である、それからやはり政

策、あなたの言われる電波政策と言いますか、こういう政策をやつて行く上においては、どうしてもこういう機構でなければならぬ。いわゆる政策との関連といったようなものがやはりはつきりしないと、機構改革というものは魂の抜けたようなものになつてしまつて、ほかの委員会で取扱つておるそのほかの行政機構改革案を見ても、部長を変えて見たり、名前を変えざるくらいのもので、何ら實際的には価値のあるものが、そこから何も出て来ていないというような状態になつておるわけでありまして、電波行政は国際的な關係を持つことが深ければ深いいだけ、今後ますますそのほうへ伸びて行かぬやならんだけに、私はやはり電波行政のこのあり方というものについては、これはやはり能率的であるというだけじゃなくて、公正中立な立場から、どこまでも守り抜いて行けるということを、殊に監理委員会と……、新しい制度は、私の今の意見を活かしして行くようにやつて行く考え方のほうが、これは郵政大臣としても、僕はそういう考え方に立たれたほうが、よほど行政をやるのに楽だと思ひますが、それは遅いんですか。(笑聲)いや、もうお答えは要らないのですが……。

○國務大臣(佐藤健作君) これは、どうも先ほど来の話が相当基本的に食い違つておるのじゃないか、こう申しましたのは、電波監理委員会、過去にありました電波監理委員会、これがいい面もあるし、又同時にやや弱いと申しますか、欠点と見られる点もあるように思ふのであります。特に議論をふつ掛けるわけでもありませんが、その御指摘になりました中正だという点については、相当議論があるのじゃないか、電波行政は先ほど来お話のように誠に重要な行政であり、而も今日電波国策樹立、電波国策遂行ということが特に強く要望されておるのであります。そう考えますとこれは当然政府なり、政党として責任をとつた方向においてその事務の遂行をいたして参りたといふ、かような念願を持つのも御理解が頂けるのじゃないか。今日までの電波監理委員会制度、いわゆる委員会システムで内閣にあるのであります。が、この考え方は中正であるという意味合いにおきまして政府の干渉というか、干渉は非常に薄いものだと思ひなければならぬ。この点はそこで所望しております電波行政が大事であればあるだけに政府といたしましてはこれに干渉したい、これはもう政治のあり方として当然そういう結論に相成るのではないか。そこでその最も中正であり又公平をどこで要求されるかと申せば、過去におきまして第一審的機能を持つた、審判的機能を持つたこの点が特に強く浮び上つて来るのじゃないか。従ひまして今回の機構改革に当りまして、この点は過去の経験からこれは当然そのまま存置しなければならぬ。特に高度の技術的な分野でありますだけに、その必要を痛感いたすわけでありまして、この点は十分取上げてあるのであります。従ひまして中正であり公平であるということは勿論要請されるのであります。他の面における電波行政の重要性、国策の重要性等から考えますとこれは中正という程度ではどうもすまない。やはり政府といたしましては積極的な責任をとつた態勢の下で行政を遂行して行くの

が望ましいように考えるのであります。この点は遺憾ながらその意味におきまして結論が違つたのでございませぬ。

○和田博雄君 まあ大分意見に亘りますから、意見の違つたところがありませんが、質問になりますから今日はこれで……。

○水橋健作君 野田大臣がおいでにならなければ事務局のかたでもおいでになつておりましたら。

○委員長(河井彌八君) 水橋君に申し上げます。行政管理庁次長が参つております。長官もまだ衆議院に出ておるようでありまして、そのうちに来るという返事を聞きました。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後五時四分散会

昭和二十七年六月二十日印刷

昭和二十七年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所